

東競武道館規約

第1条 名称

本道場は「東競武道館」（以下「武道館」という）と称する。

第2条 本部

武道館の本部は、「一般財団法人日本モーターボート競走会」（以下「競走会」という）内に置く。

第3条 事業目的

武道館は、「競走会」のご厚意により、選手合宿所の一部を道場として開放いただき、運営されている。

これに対し、会員は感謝の念を持ち、また剣道を通じて、青少年の健全育成および、会員の心身の練磨、相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 事業内容

武道館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 剣道の稽古の実施と練成
2. 青少年の剣道指導およびそのサポート
3. 武道館主催の各種行事の企画および実施
4. 会員相互の親睦を図る行事の企画および実施
5. 対外交流のための各種大会・行事への参加
6. その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第5条 会員

「競走会」との申し合わせにより、原則として会員以外の出入りを回避するため、以下の通りに会員制度を定める。

1. 武道館の会員の種類は、「道場会員」と「ビジター会員」とする。
2. 「道場会員」は、武道館の師範と事務局長より入会承認を得た上で、別紙に定める「道場会員」の会費を納入した者とする。尚、1年間会費未納の場合は会員資格を喪失する。
3. 「ビジター会員」は、武道館の師範と事務局長より来場の承認を得た上で、稽古の都度、別紙に定める「ビジター会員」の会費を納入した者とする。
4. 剣道八段位を有し、かつ武道館の師範と事務局長の承認を得た者、ならびに武道館の師範と事務局長の特別な承認を得た者は、会費を無償にて、「道場会員」もしくは「ビジター会員」とみなすこととする。尚、その会員区分に関しては、武道館の師範によって決定する。
5. 素行不良やコンプライアンス違反等により、道場内の治安維持上問題があると判断される場合は、武道館の師範および事務局長の両人の判断をもって、強制退会とする。

第6条 役員

1. 武道館には師範、事務局長、会計管理者、事務局員の役職を置く。
2. 役員を選定は、事務局長もしくは会計管理者、事務局員が選任案を作成の上、武道館の師範

の承認によって行われる。

第7条 資産および会計

1. 武道館の資産は会費・寄付金等その他の収入をもってこれを構成する。武道館の経費は資産をもってこれにあてる。
2. 会費は、別紙に定める会費を納入しなければならない。尚、納入した会費は、原則としてこれを返却しない。
3. 武道館の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を終わりとする。
4. 会計管理者の選任は、事務局長もしくは事務局員が選任案を作成の上、武道館の師範の承認によって行われる。
5. 武道館の師範、事務局長、会計管理者の承認のもと、武道館における指導、事務管理、監督、引率等に従事する者に、特定の管理報酬を支払うことができる。
6. 武道館の施設の運営および維持に必要な諸経費について、「競走会」と協議および合意した部分に関しては、武道館が負担する。
7. 武道館の稽古や行事に来場頂いた、来賓またはそれに準じる者に対し、武道館の師範および事務局長の両人の判断をもって、交通費や謝礼を支払うことができる。ただし、その金額は、社会通念上の常識の範囲を超えてはならない。

第8条 安全管理

1. 武道館は、会員間の連絡を常に密にして、会員の健康と安全には最大限留意し、特に事故防止には万全を期するものとする。
2. 稽古または各種行事に参加する会員に、身体の変調等異常が認められる際は、速やかに周囲の会員によって扶助を行い、その内容を武道館の師範もしくは事務局長に報告をしなければならない。
3. 対外交流のために、各種大会や行事へ参加する場合は、会員が相互に安全・健康管理に当たるものとする。
4. 稽古中もしくは各種行事中での事故等は、原則として自己責任とし、保険加入等も自己責任とする。尚、武道館の運営上の明確な瑕疵により、事故等が発生した場合はその限りではない。但し、武道館が賠償の責を負う場合、その賠償の範囲は、武道館が契約する損害賠償保険の範囲と同一とする。
5. 武道館での所持品の管理、およびその盗難等については、自己責任とする。

第9条 道場施設の管理・使用方法

1. 武道館の道場施設の鍵の管理は、事務局長もしくはその他の役員が担う。
2. 武道館の道場内の剣道具用の棚の使用は、「道場会員」のみ使用可能とする。
3. 武道館の剣道具用の棚は、剣道具と竹刀のみの使用とし、それ以外の物品は全て持ち帰る。
4. 武道館主催の稽古や行事以外での、武道館の道場およびその他施設の利用は、原則として認められない。尚、相当な事由が認められ、かつ師範の許可を得た場合は、この限りではない。

第10条 規約改正

本規約の改正は、事務局長もしくは会計管理者、事務局員が改正案を作成の上、武道館の師範の承認によって行われる。

第11条 協議

本規約に定めのない事項は、武道館の役員による協議の上、定めることとする。

第12条 附則

本規約は、令和7年1月1日より実施する。

東競武道館規約「別紙」

会費

1. 「東競武道館」(以下「武道館」という)の定める会費は、下記の通り規定する。
2. 「道場会員」の年会費は24,000円/年、学生12,000円/年とし、指定口座に振り込まなければならない。
3. 「道場会員」の年会費は毎年3月に翌年度分を徴収し、期中入会に伴う月割等は、原則として受付しない。そのため期中入会の者は、当該年度内は「道場会員」「ビジター会員」のいずれかを選択することができる。
4. 「ビジター会員」の会費は、高校生以下は300円/回、一般は500円/回とし、武道館の稽古等に参加の都度徴収する。
5. 道場会員の年会費は指定口座に振り込みとし、ビジター会員の会費は、事務局もしくは会計に現金で支払う。
6. 「ビジター会員」のうち、一定回数武道館の稽古や行事に参加した者、または相当と認められる者は、師範の判断で「道場会員」への移行を依頼することがある。

その他の注意事項

1. 武道館は、「競走会」のご厚意により、選手合宿所の一部を道場として開放いただき、運営されている。これ自体は、あくまで「青少年の健全育成」を目的としているため、会員は感謝の念を持ち、また青少年の剣道指導や育成に関して、積極的に寄与しなければならない。
2. 「道場会員」は剣道用の棚を使用して良いが、剣道具・竹刀以外は置いて帰らない。剣道着を含む各物品や私物は、全て都度持ち帰らなければならない。
3. 会員による、知人への武道館のご紹介等は大変ありがたいことではあるが、武道館は「原則として会員以外の出入りを回避する」ため、その旨を鑑みてご紹介いただく形が望ましい。
4. 会員によるゴミやその他私物については、原則として全て自己において持ち帰るものとする。